# 第2 ディスコ等に係る防火安全対策

### 1 趣 旨

この基準は、ディスコ・ライブハウス(以下「ディスコ等」という。)に係る構造上、使用形態上の特異性 を踏まえ、出火防止、延焼拡大防止、避難安全確保等に係る具体的基準を定めたものである。

#### 2 用語の定義

(1) ディスコ

大音響装置を設けてストロボ照明等の中で多数の客にダンスを行わせる施設をいう。

(2) ライブハウス

客席(すべての席を立見とした場合を含む。)を有し多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食物の提供を伴う施設をいう。

# 3 適用範囲

この基準は、次の防火対象物に適用する。

- (1) 政令別表第1に掲げる(2)項ロとして取り扱うこととするディスコ、(3)項ロとして取り扱っているライブハウス
- (2) 政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、前(1)の用途に供する部分
  - ※ 客席(すべての席を立見とした場合を含む。)を有し多数の客に生演奏、ビデオ等により、音楽等を鑑賞させるものは、政令別表第1(1)項イ・劇場に該当するものである。

なお、すべての席を立見とする計画の場合は、主管課(予防課)と協議すること。

## 4 収容人員の算定方法

(1) ディスコ

ア 従業者の数に、固定式のいす席を算定 (一人用の固定式のいす席の場合は当該いす席の数、長いす席 を有している場合は当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数とし、1未満のはしたの数は切り捨て る。) した数、及びディスコのダンスに供する部分を算定した数を合算すること。

- イ 床に固定されないいす席で次に掲げるものは「固定式のいす席」として取り扱うこと。
  - (7) ソファー等のいす席
  - (4) いす席の相互を連結したいす席
  - (ウ) 掘りごたつ
  - (エ) 常時同一場所に置いて固定的に使用し、かつ、移動が容易に行えないいす席
- (2) ライブハウスの取扱い

従業者の数に、固定式のいすのいす席の数及びその部分(当該部分の床面積を3㎡で除して得た数で算定する。)を算定した数を合算すること。

#### 5 安全対策

(1) 出火防止に関する事項

第2章第3節第1「個室型店舗に係る防火安全対策」によること。

(2) 延焼拡大防止に係る事項

揚げ物調理を行う室の室内に面する壁・天井の仕上げは不燃材料とすること。◆

(3) 避難安全に関する事項

ア ディスコ等の居室から2方向避難を確保できるようにすること。◆

- イ ディスコ等に客席が設けられた場合は、条例第50条の適用があること。
- ウ 店内装飾のため、壁及び出入口の戸等に鏡が取り付けられている場合は、鏡にテープを貼る、位置を 変更させる等避難障害とならない措置を講ずること。
- エ 特殊な照明 (演出効果を高めるためのストロボ照明やオーロラマシン等の演出効果用照明器具で避難の際、障害となるものをいう。)を用いる場合は、非常時、自動火災報知設備又は非常警報設備と連動し、

停止させる機構とすること。

- オ 特殊な照明が停止した際には、避難上有効な明るさ(床面で1ルクス以上)を確保すること。
- カ ライブハウスにおいてすべての席を立見とする場合は、別図の構造とすること。◆
- キ 客席部が存する居室の出入り口の幅員及び位置については、条例第56条、第56条の2又は第56条の3 に基づく届出書の添付図書のうち、予測される避難に必要な時間を算定した図書と整合がとれることを 確認すること。
- (4) 消防用設備等の設置に関する事項
  - ア 屋内消火栓設備
    - 第2章第3節第1「個室型店舗に係る防火安全対策」によること。◆
  - イ 自動火災報知設備、非常警報設備
    - (7) 客席を有する部分(待合等の小規模な部分を除く。)には、自動火災報知設備の地区音響装置、非常警報設備のベル又はスピーカーを設置すること。
    - (4) 自動火災報知設備又は非常警報設備と連動し、音響装置の電源を遮断する装置を設置すること。

### 別図

すべての席を立見とした場合の構造方法 (寸法については当該数値以上とし、単位はmm)。なお、ますごとの人口密度は2.0人/㎡以下とすること。

